

(案)

京都市プラスチック資源循環アクション

令和元年 10 月
京都市環境政策局

－目 次－

第1章 プラスチックを取り巻く状況について・・・・・・・・・・ 1

1 国際動向

2 国内動向

第2章 本市のこれまでの取組と今後の展望について・・・・ 3

1 現状

2 これまでの取組と今後の展望

(1) 徹底した使い捨てプラスチックの発生抑制

(2) 徹底した分別・回収・適正処理

(3) 海洋への流出防止

(4) 市民意識の向上や具体的行動の実践促進

(5) 事業者による取組の促進

(6) 市役所職員の率先垂範

第3章 12の重点取組について・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

1 目的

2 重点取組

全体的に各所に関連する写真、イラスト等を挿入予定。

第1章 プラスチックを取り巻く状況について

1 国際動向

世界全体では昭和25年以降、63億トンものプラスチックがごみとして廃棄され、そのうち79%が埋立あるいは海洋等へ投棄されてきました。

そのため、プラスチックによる海洋汚染が地球規模で広がっており、生態系を含めた海洋環境への影響、船舶航行への障害、観光・漁業への影響及び沿岸域居住環境への影響等が懸念されています。

海洋へのプラスチックの年間流出量（平成22年）は、世界で推計800万トン（本市の年間ごみ受入量の約20倍に相当）であり、このままでは、2050年までに海中のプラスチックの量が魚の量を上回ると試算されています。

これまで廃プラスチックを受け入れてきた中国をはじめとするアジア諸国では、廃プラスチック等の固体廃棄物が身体健康と生活環境に対して重大な危害をもたらしている実態を踏まえ、廃プラスチック等の輸入規制が平成29年から実施されています。

こうした状況を踏まえ、平成30年1月に、欧州委員会は、プラスチック廃棄物の削減やリサイクルの推進等の方針を盛り込んだ「EUプラスチック戦略」を策定するとともに、同年5月に、欧州の海岸や海に多く見られる使い捨てプラスチック10品目と漁具を対象とした対策案を示し、同年10月に、欧州議会においてストロー等の使い捨てプラスチックを令和3年から禁止する規制案が可決されました。

また、平成30年6月のG7シャルルボワサミットでは、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス及びEUの首脳間において、達成期限付きの数値目標等を含む「G7海洋プラスチック憲章」が承認されました。

さらに、令和元年5月には、有害な廃棄物の国際的な移動を規制するバーゼル条約の締約国会議においても、汚れたプラスチックごみを輸出入の規制対象に加える条約改正案が採択され、令和3年1月から発効されることとなりました。

現在、アジアやアフリカ等で、レジ袋をはじめとする使い捨てプラスチックの規制やその検討が進められています。

2 国内動向

日本は、人口一人当たりのプラスチック製容器包装の廃棄量がアメリカに次いで世界第2位であり、河川等を通じて近海に年間2～6万トンものプラスチックごみが流出しているといわれています。

中国や東南アジアをはじめとする外国政府による使用済プラスチック等の輸入規制措置の影響で、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大したことにより、国内の廃棄物処理施設がひっ迫し、全国の多くの産業廃棄物業者において、廃プラスチック類等の処理に支障が生じています。

国内においては、まず、海岸環境及び海洋環境を保全するため、平成30年6月、「海岸漂着物処理推進法」が改正され、漂流ごみ等の円滑な処理の推進や、3Rの推進等による海岸漂着物等の発生抑制、マイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチックごみ）対策（事業者による使用抑制・排出抑制努力義務等）の内容が新たに盛り込まれました。

その後、「第4次循環型社会推進基本計画（平成30年6月閣議決定）」において「プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（「プラスチック資源循環戦略」）を策定してこれに基づく施策を進めていく」という方針に基づき、令和元年5月、「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

本戦略では、食器容器などの使い捨てプラスチック排出量を令和12年までに累積で25%削減し、廃家電や自動車部品を含む全てのプラごみを令和17年までに100%有効利用する目標などが掲げられています。そのほか、レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）、植物を原料とするバイオ素材の利用拡大も打ち出されています。

また、合わせて、G20大阪サミットにて共有された、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が打ち出されました。

第2章 本市のこれまでの取組と今後の展望について

1 現状

本市では、2R（リデュース、リユース）と分別・リサイクルの徹底を柱とした、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」（平成27年10月施行）と、昭和55年から京都大学と連携して毎年実施している「ごみ細組成調査（成分及び使用用途の調査）」を、使い捨てプラスチックをはじめとするごみの減量の取組の「基盤」としています。本市のプラスチック排出量等は次のとおりです。

【本市が受け入れているプラスチックごみ量（平成30年度）】

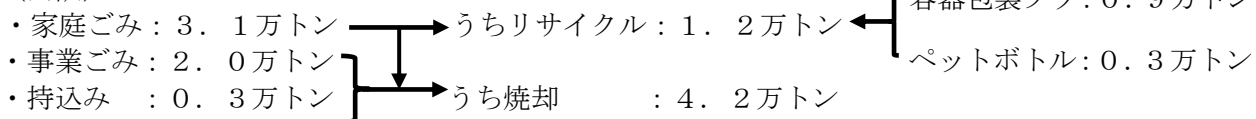
本市では、家庭から排出された年間5.4万トンのうち、1.2万トンのリサイクルしています。

プラスチック製容器包装の分別実施率が40%にとどまっております、残り約60%が焼却されている実態があります。

また、回収したプラスチック製容器包装の約1万トンのうち、0.9万トンのリサイクルできています。

家庭ごみ、事業ごみ、持込みごみ：合計5.4万トン

(内訳)



- レジ袋排出量：2,800トン
- プラスチック製容器包装分別実施率：40%
- " 再資源化率：90%
- 缶・びん・ペットボトル分別実施率：90%
- " 再資源化率：80%

2 これまでの取組と今後の展望（[]内は、30年度実績）

市民・事業者の皆様の御理解のもと、これまでから次の取組を実施しており、実績と今後の展望をまとめました。

(1) 徹底した使い捨てプラスチックの発生抑制

ア マイボトル推奨等サポート事業の拡大実施 [15社 242店舗]

マイボトルで飲み物を提供している飲食店をサポートするため、これまでの広報支援のほか、実施店舗数の拡大を図ります。

イ 環境にやさしい「京都エコ修学旅行」の拡大実施 [231校, 18,794名]

市外の修学旅行生に取り組んでいただいている「京都エコ修学旅行」の対象を市内の市立小中学校に対象を広げるとともに、市立小中学生には、使い捨てプラスチックの使用抑制を含めたステップアップしたエコ活動に取り

組んでいただきます。(これまでの3つのエコ活動【①歯ブラシ持参, ②エコバック携帯, ③食事の食べキリ】にマイボトル持参等を追加。)

ウ イベントのエコ化の推進 [認定エコイベント登録数 141 件]

ごみの減量に大きな効果があるほか、イベントに関わる全ての人の日常におけるエコ意識の向上に繋げるため、「祇園祭ごみゼロ大作戦」をはじめ、様々なイベントにおいて、リユース食器の導入などによる更なるごみの減量と散乱ごみの防止を図る「イベントのエコ化」を推進します。

エ 使い捨てプラスチックの排出実態の把握

ごみの細組成調査の実施を通じて、プラスチック製容器包装など、排出される家庭ごみや、業者収集ごみの実態を把握し、ごみの発生抑制や再使用など上流対策を強化する施策等の推進につなげます。

使い捨てプラスチックの発生を更に抑制していくため、市民の皆様マイバックやマイボトルの携帯など、使い捨てプラスチックの利用を控え、ライフスタイルの転換を図っていただけるよう、一層の基盤整備が必要です。

また、全国有数の観光都市である本市では、外国人観光客をはじめとする入浴者にも分かりやすく情報発信する仕組みを構築していく必要があります。

☞ **第3章重点取組**

- ① 小売店におけるレジ袋の無料配布禁止（有料化）の徹底
- ② 市内の給水スポットの情報発信
- ⑫ プラスチックを使わない優れた「京もの」の情報発信・利用促進

(2) 徹底した分別・回収・適正処理

ア 資源物回収の実施

[資源物回収拠点 141 拠点, 移動式拠点回収 353 回]

行政施設, 教育施設, 自治会館, 商業施設等へ設置している「資源物回収拠点」や, 公園や学校など, 比較的広い場所を臨時の回収場所として設定する「移動式拠点回収」にて記憶媒体類などのプラスチック製品をはじめとする資源物を回収するとともに, プラスチック問題に係る啓発も併せて行います。

イ コミュニティ回収等の集団回収の実施 [2,941 団体・棟]

地域の自主的なごみ減量・リサイクルの取組として, ペットボトルなど資源物を主体的に集団回収する団体を支援します。

ウ 拡大生産者責任を重視した, 製造・販売事業者等による取組の強化に関する国への要望 [全国都市清掃会議を通じての要望, 国の施策・予算に関する提案・要望等]

製造・販売事業者等による取組の具体的な制度化が必要であることから、製造・販売事業者等による使い捨てプラスチックの抑制等の取組を促進する実効的な施策の具体化、容器包装リサイクル法における製品プラスチックへの対象拡大等を国へ要望します。

使い捨てプラスチックの発生抑制を徹底しても、なお発生するものは、確実にリサイクルしなければなりません。

プラスチック製容器包装の分別について、啓発・指導を強化するとともに、製品プラスチックのリサイクルに向けた検討や国への働きかけなど、プラスチックごみの適正な処理を一層推進していく必要があります。

☞ **第3章重点取組**

- ④ 製品プラスチックのリサイクルに向けた検討と国への働きかけ
- ⑤ プラスチック製容器包装の分別啓発・指導の強化

(3) 海洋への流出防止

ア 不法投棄多発地のパトロールの強化

[パトロール：183日、監視カメラ貸与：1地域2基]

適宜パトロールを実施するとともに、使い捨てプラスチックなどの不法投棄の増加が懸念される年末から年度末については、不法投棄頻発地域を中心にパトロールを強化します。

また、啓発看板や不法投棄監視カメラを設置するとともに、行政間の情報連携を密にし、不法投棄撲滅に向けた取組を推進します。

イ 「世界一美しいまち・京都」の推進

[世界の京都・まちの美化市民総行動（累計）：202団体、3,000名]

「世界の京都・まちの美化市民総行動実行委員会」、「京都市まちの美化推進事業団」を中心に、引き続き、街頭啓発活動や定期的な清掃活動を実施します。

また、美化推進条例に基づく、屋外における自動販売機設置に伴う飲料容器の回収容器の設置を徹底し、使い捨てプラスチックの散乱を防止します。

ウ 市民・事業者等による自主的な美化活動の推進 [友・遊・美化パスポート 23回, 1,573人]

自主的な美化活動の定着及びまちの美化意識の高揚を図る美化パスポート事業を実施するとともに、自主的な清掃活動を行う市民・団体等にごみ袋の給付や清掃用具の貸与、回収ごみの収集等を支援することで、使い捨てプラスチックの散乱を防止します。

散乱ごみ、不法投棄ごみ対策の強化をはじめ、本市だけでなく、様々な団体の皆様と連携を図りながら、収集、パトロール、清掃など強力で推進することで、河川や海洋への流出を徹底して防止していく必要があります。

☞ **第3章重点取組**

⑥ 散乱ごみ、不法投棄ごみ対策の強化

(4) 市民意識の向上や具体的行動の実践促進

ア 環境学習施設（愛称：「さすてな京都」）での展示・情報発信

市民の方にプラスチック問題を知っていただき、主体的な行動につなげていただけるよう、展示等を活用し、分かりやすく発信します。

イ 様々な広報媒体による周知・啓発

市民しんぶん、啓発リーフレットの作成、「しまつのこころ得（プラの巻）」の作成、イベントでのパネル展示、「水道使用水量のお知らせ」の裏面を活用した広告など、あらゆる機会を通じて周知徹底を図ります。

ウ 地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」における学習 [251回]

使い捨てプラスチック削減に関する認知度を更に高めるため、新たに作成した、啓発冊子「しまつのこころ得（プラの巻）」を地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」で教材として活用するなど、市民への意識向上を図ります。

エ 「大学生・ごみ減量サポーター」での大学生による取組の発信 [7大学 26名]

SNSを活用し、若者のごみ減量・分別への意識及び行動の変化・定着をめざす「大学生・ごみ減量サポーター事業」では、マイボトルやマイバックの携帯を呼び掛ける内容を積極的に発信するなど、使い捨てプラスチックに対する若い世代の意識・ライフスタイルの転換を促進します。

オ 「ごみ減量エコバスツアー」の開催 [109回, 2,248名]

ごみ処理や再資源化の過程を見学いただく「ごみ減量エコバスツアー」において、再資源に向けた中間処理等を行う資源リサイクルセンターや横大路学園、更には、令和元年10月にオープンする「さすてな京都」などを見学施設とすることで、プラスチック製容器包装やペットボトルの使用抑制や分別徹底の意識を高めていただきます。

カ ふろしき文化、急須文化の情報発信

バッグとしての機能を有し、繰り返し使用できるふろしきの活用や、急須を利用し、茶葉からいれるお茶の美味しさを発信することを通じて、ペットボトル飲料の利用抑制を促進します。

キ 事業者と連携した店頭啓発キャンペーンの実施 [71回]

コンビニ商品等を入れやすいエコバック等の作成、配布を通じて、様々なイベント時や小売店での店頭における啓発を図ります。

ク 京都市ごみ減量推進会議との連携

市民・事業者と協働でごみ減量に取り組む京都市ごみ減量推進会議との連携を強化し、プラスチックごみに関する市民や事業者の意識向上や主体的行動を促すことを目的とする講座等について、一層の充実を図ります。

ケ 家庭ごみ有料指定袋にバイオマスポリエチレンを配合

引き続き、家庭ごみ有料指定袋の原料の一部に、サトウキビの搾りカス等の非可食部から作られるバイオマスポリエチレンを配合（10%）し、石油由来のプラスチック焼却に伴うCO₂排出量の削減を図ります。

使い捨てプラスチックの問題を市民の皆様、とりわけ若い世代に認識していただくため、地域学習会の開催や施設の見学・学習のほか、あらゆる機会を通じて、プラスチックの問題を目につく形で周知・啓発を徹底し、具体的な実践行動につながるよう取り組む必要があります。

☞ **第3章重点取組**

- ③ 多数の方への見えやすい啓発及びイベント等での給水機の設置
- ⑦ 使い捨てプラスチック削減のための募金キャンペーンの実施

(5) 事業者による取組の促進

ア 様々な広報媒体による周知・啓発<事業ごみ> [ごみゆにけーしょん発行：3回、31,000部/回]

事業ごみ減量に関して、役に立つニュースレターによる特集を組むなど、様々な媒体でプラスチック問題について周知徹底を図ります。

イ 事業者へのプラスチックの過剰包装の見直しや減容化への要請

今後とも、事業者に対し、過大・過剰包装追放に向けた取組として、包装の簡素化を要請します。

ウ 優良事例の顕彰

独自性がある、先進的であるなど、特に優れたリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の取組を行う事業所を「2R特別優良事業所」として認定する制度において、プラスチック削減を積極的に推進する事業所の応募促進を図ります。

エ 事業者が排出するプラスチックごみの適正処理

プラスチックごみを有効利用するため、熱回収等も含め、民間における有効なリサイクルを促進します。

オ 住宅宿泊事業者が排出する使い捨てプラスチックごみの分別徹底

住宅宿泊事業者がプラスチックごみを産業廃棄物として適正に処理するよう指導を強化するとともに、事業者を通じて、宿泊者のごみ分別や不法投棄防止の周知徹底を図ります。

カ 市民等からの提案によるごみ減量モデル事業への支援

京都市ごみ減量推進会議において、ごみ減量につながる取組を活発にすることを目的として、市民生活に関わりが深く、事業効果が高いプラスチック問題に対する取組に対して助成します。

事業者の皆様にも、使い捨てプラスチックの問題を一層認識していただくことが不可欠であり、事業者の取組はもとより、市民との協働による2R及び分別リサイクルの推進を行っていかねばなりません。

事業者への啓発、事業者によるプラスチック削減につながる製品開発や販売方法などの取組への支援を図っていく必要があります。

☞ **第3章重点取組**

- ⑧ 情報発信、製品開発に係る事業者への支援
- ⑨ 排出事業者に対するプラスチックごみの発生抑制・分別指導の支援

(6) 市役所職員の率先垂範

ア 庁内ニュースレター「さすてな通信」による周知・啓発

レジ袋の受取辞退や、マイボトル・マイカップの使用等について、本市職員が率先垂範するよう、毎月、庁内ニュースレター「さすてな通信」により周知・啓発します。

イ 使い捨てプラスチックに頼らないライフスタイルの確立

職場や日常生活におけるペットボトルの使用抑制、レジ袋をはじめ、使い捨てプラスチック製のストロー、スプーン、フォーク等の辞退を徹底します。

ウ グリーン購入の推進

業務で必要不可欠な物品等を調達する際は、エコマーク等、第三者機関の認定する環境ラベル製品など、総合的に環境への負荷の少ない物品等を調達します。

使い捨てプラスチック削減に向けた取組を加速するうえで、市内最大規模の事業者である市役所による率先垂範が不可欠です。職員の行動の変革はもとより、物品調達の仕事等も見直す必要があります。

☞ **第3章重点取組**

- ⑩ 啓発物品の調達に係る使い捨てプラスチックごみの削減に関する方針の策定
- ⑪ あらゆるイベント、会議における使い捨てプラスチック製品の使用禁止

第3章 12の重点取組について

1 目的

京都議定書の誕生の地として2050年までに二酸化炭素排出量正味ゼロを目指し、市民・事業者の皆様との協働により全国、世界をリードしている環境先進都市・京都は、国内外の動向を踏まえ、プラスチックごみを取り巻く課題に対応するため、これまでに実施している取組に加え、緊急的に実施する重点施策をとりまとめ、「すぐに実施すべき・すぐに実施できる・すぐに効果が出現する」

12の取組を「重点取組」と位置付け、「京都市プラスチック資源循環アクション」を策定し、市民・事業者の皆様のご理解のもと、速やかに実施します。

なお、重点取組は、令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」に掲げられているマイルストーン※につながるものに留意しました。

【「プラスチック資源循環戦略」に掲げられたマイルストーン（中間目標点）】

- A 2030年までに、ワンウェイのプラスチックを累積で25%排出抑制する。
- B 2025年までに、プラスチック製容器包装・製品のデザインを技術的に分別容易かつリユース可能又はリサイクル可能なものとする。
- C 2030年までに、プラスチック製容器包装の6割をリサイクル又はリユースし、2035年までに、全ての使用済みプラスチックを熱回収を含めて有効利用する。
- D 2030年までに、プラスチックの再生利用を倍増する。
- E 2030年までに、バイオマスプラスチックを最大限（約200万t）導入する。

2 重点取組（以下の各事業名横に記載しているA～Eは上記「プラスチック資源循環戦略」に掲げるマイルストーン）

① 小売店におけるレジ袋の無料配布禁止（有料化）の徹底 A

全国的にレジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）が実施されることから、これまでの取組成果や経験を活かし、有料化が進んでいない小規模（売場面積が合計1,000m²未満）の食品スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストアなどに積極的にアプローチするとともに、事業者による取組の徹底を図り、市民の皆様のご理解を得て円滑な導入を推進します。

○ 小売事業者におけるレジ袋辞退率

平成30年度実績：35.2% → 令和3年度目標：80%以上

（※ ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」に基づく、報告対象事業者）

【目標値の考え方】

有料化を実施している大手食品スーパーにおける辞退率（平均値約80%）に基づき設定。

② 市内の給水スポットの情報発信 A

ペットボトル削減のため、マイボトル等を用いて市内で給水できるスポットとして、マイボトル等推奨店舗の拡充のほか、「京の水飲みスポット」や公共施設などにおける飲料用として適した給水スポットを選定し、市民や観光客に新たに情報発信します。

○ **マイボトル等推奨店舗及び給水スポット数**

令和3年度目標：300箇所（公園の水飲み場は除きます。）

【目標値の考え方】

マイボトル推奨店16事業者257店舗ほか、「京の水飲みスポット」など本市施設の給水スポットに基づき設定。

○ **給水スポットWEBページ閲覧数（年間）**

令和3年度目標：10,000ビュー／月平均

【目標値の考え方】

ごみネットの閲覧実績（7,500ビュー／月）に参考に設定。

③ **多数の方への見えやすい啓発及びイベント等での給水機の設置** **A**

多数の方が集う場にて市民、観光客へ見えやすい啓発を行います。また、イベントや、公共施設等で水道直結式の給水機を設置し、マイボトルの利用促進につなげます。

○ **イベント等での給水機設置件数**

令和3年度目標：50件

【目標値の考え方】

市が認定するエコイベントで、リユース食器を利用するなど環境意識が高いエコイベントの開催数（47回＜30年度＞）に基づき設定。

④ **製品プラスチックのリサイクルに向けた検討と国への働きかけ** **B, C, D**

現在、分別回収せず、焼却処理している生活用品等の製品プラスチックについて、本市においてリサイクルに向けた方策の検討を進めるとともに、事業者の拡大生産者責任を踏まえた分別回収の仕組み構築について国へと働きかけます。

⑤ **プラスチック製容器包装の分別啓発・指導の強化** **C**

定期収集を行っているプラスチック製容器包装について、市民の方により正しく理解し、分別していただけるよう、チラシの配布や看板の設置による啓発、分別不十分な場合のシール貼付による指導を強化します。

○ **プラスチック製容器包装の分別実施率**

平成30年度実績：40% → 令和3年度目標：更なる向上を目指す

⑥ **散乱ごみ、不法投棄ごみ対策の強化** **C**

散乱ごみ等の対策の基盤として、特にごみが多く発生する季節や観光地等の場所に合わせて、街頭ごみ容器の設置とともに、週末やイベント等に合わせて、街頭ごみ容器から使い捨てプラスチックなどのごみが溢れることがないように収集します。

また、外国人観光客の増加に合わせ、多言語表記によるポイ捨て禁止等の啓発とともに、伝わりやすい表現へ見直します。

⑦ 使い捨てプラスチック削減のための募金キャンペーンの実施 **A**

日常生活において、ペットボトル飲料の購入に代えてマイボトルを利用するなど、「未来の自分のため」「地球環境のため」の行動の結果による節約分を市民・事業者の皆様から募り、使い捨てプラスチックの発生抑制に寄与する取組に活用することで、意識向上や実践の好循環を創出します。

⑧ 情報発信、製品開発に係る事業者への支援 **A, B, C, D, E**

事業者による過剰包装の見直し（減容化）や、再生プラスチック及びバイオプラスチックの利活用やその拡大を図るため、その基盤として本市ホームページ等での紹介・情報発信を積極的に行うなどプラットホーム機能を強化します。

さらに、大学・研究機関・企業等との共同研究等をとおして、利便性の高いマイバック等、プラスチック代替素材の開発などイノベーションの促進や、販売方法の見直しや効果的な店頭回収の仕組み等、使い捨てプラスチックの削減の取組に対して支援するとともに、国等におけるマイクロプラスチックに係る調査などを踏まえ、対策を検討します。

⑨ 排出事業者に対するプラスチックごみの発生抑制・分別指導の支援 **B, C**

ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」に基づき、大規模建築物の所有者や特定食品関連事業者から提出された減量計画書にて食品ロス、プラスチックごみの排出量を把握したうえで、更なる発生抑制及び分別を支援します。

なお、クリーンセンターでは、事業者から排出されたプラスチックごみは産業廃棄物であるため、受け入れておりません。

⑩ 啓発物品の調達に係る使い捨てプラスチックごみの削減に関する方針の策定 **A**

本市が発注する啓発物品において、使い捨てプラスチック製品、容器包装等を削減することを全庁の方針として策定します。

⑪ あらゆるイベント、会議における使い捨てプラスチック製品の使用禁止 **A**

市が主催するイベント、審議会やワークショップなどのあらゆる会議において、ペットボトルやプラスチック製カップをはじめとする使い捨てプラスチックの使用を原則禁止とします。加えて、市以外のイベントや会議においても同様の取扱いを促進します。

⑫ プラスチックを使わない優れた「京もの」の情報発信・利用促進 **A, B**

「京もの」の素晴らしさを再認識していただくことで、使い捨てプラスチックを使わない生活へつなげていただけるよう、特に自分らしいライフスタイルの在り方について関心を持ち始める20代から30代の市民をはじめ、観光客、修学旅行生を対象とした啓発冊子を作成し、市内の大学、事業所等を中心に配布等することにより、「京もの」の利用を促進します。